

【港湾空港関係】

令和5年4月1日

通常指名競争入札技術審査基準【測量・調査及び建設コンサルタント等】

1. 基本事項

技術審査を行うにあたっては、「契約業者取扱要領 平成19年2月13日 国港総第731号」の「建設コンサルタント等業務の請負契約に係る指名基準の運用基準について 平成9年10月23日 港管第2366号」（以下、「運用基準」という。）に留意して行う。

2. 欠格要件の確認

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無 ・警察当局から排除要請等	運用基準の表-1、3(1)、(2)、(3)による
②経営状況	・主要取引先から取引停止等	運用基準の表-1、5による
③安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	運用基準の表-1、2(1)、(2)による
④労働福祉	・賃金不払に対する厚生労働省からの通報により、明らかに不適切であると認められるとき	運用基準の表-1、4(1)による

※ 2の欠格要件の確認で欠格要件がある場合は、3の審査は行わない。

3. 審査

評価項目	選定の着目点	2A	1.5A	A	0.5A	B	一	C
①技術登録部門	建設コンサルタント登録規定の登録状況 ※建設コンサルタント等業務に適用			・当該業務に関連する部門に登録あり ・公益法人、独法、学校教育法に基づく大学			当該業務に関連する部門に未登録	
②業務実績	同種・類似業務の実績 [対象期間： 過去10ヶ年度+当該年度] 近隣地域内の業務実績[対象期間： 過去10ヶ年度+当該年度] ※現地調査のある測量・調査業務に適用			同種業務 ・当該港湾(航路) ・当該空港		類似業務 ・当該県内の港湾 ・管内の空港		実績なし
③地域特性の考慮	業務実施地域における本社(本店)の所在 ※現地調査のある測量・調査業務及びAランク以外の建設コンサルタント等業務に適用			当該市内に本社(本店)がある		当該県内に本社(本店)がある		
④業務成績	当該業種の業務成績平均点 [過去3ヶ年度]	80点以上	77点以上 80点未満	74点以上 77点未満	70点以上 74点未満	65点以上 70点未満	60点以上 65点未満 又は実績なし	60点未満
⑤表彰	九州地方整備局(港湾空港関係)における当該業務種別の局長表彰、事務所長表彰の有無 [対象期間：過去3ヶ年]			局長表彰 (優良施工)	事務所長表彰 (優良施工)		表彰なし	
⑥安全管理の状況	事故による指名停止等の有無			なし			あり	
⑦その他考慮すべき事項	技術的特性の評価 専門技術者の状況、 技術開発等 不誠実な行為による 指名停止等の有無			特殊技術又は 特殊施設等を 保有する			該当なし	
				優秀			普通	
						なし	あり	

注1) ①業務実績について

- 対象期間は、平成25年度以降公示日までに完了した業務とする。（令和5年4月1日以降の公告）

注2) 表彰について

- 表彰の評価は、当該業務の業種区分（建設コンサルタント等業務、測量・調査業務）での表彰実績を評価する

注3) ⑥安全管理の状況について

- 指名停止期間後又は港湾空港関係による厳重注意を受けた翌日から下記の期間について評価を行う。
死亡事故による指名停止…2年間、負傷事故及び公衆災害による指名停止…1年間、厳重注意…6ヶ月、
厳重注意(口頭注意)…3ヶ月
- 「-」評価期間中に再度、不誠実な行為による指名停止等を受けた者については、前回の「-」評価期間終了後に新たな不誠実な行為に見合う「-」評価期間を追加する。
- 過去5ヶ年度に九州地方整備局(港湾空港関係)の受注実績がない社は「-」評価とする。

注4) ⑦その他の考慮すべき事項について

- 指名停止期間後から下記の期間について評価を行う。
1ヶ月を超える指名停止…2年間、1ヶ月以下の指名停止…1年間
- 「-」評価期間中に再度、不誠実な行為による指名停止等を受けた者については、前回の「-」評価期間終了後に新たな事故に見合う「-」評価期間を追加する。

注5) 指名・評価方法について

- ②業務実績で「C」が一つでもあれば非指名とする。
- Aの数→Bの数→業務成績等の順により上位と判断される業者を概ね10社程度指名する。

【測量・調査及び建設コンサルタント業務（港湾空港関係）の公募（簡易公募）型競争入札】

1. 基本事項

技術審査を行うにあたっては、「契約業者取扱要領 平成19年2月13日 国港総第731号」の「建設コンサルタント等業務の請負契約に係る指名基準の運用基準について 平成9年10月23日 港管第2366号」（以下、「運用基準」という。）に留意して行う。

2. 欠格要件の確認

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無 ・警察当局から排除停止等	運用基準の表-1、3による
②経営状況	・主要取引先から取引停止等	運用基準の表-1、5による
③安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	運用基準の表-1、2(1)(2)による
④労働福祉	・賃金不払に対する厚生労働省からの通報により、明らかに不適切であると認められるとき	運用基準の表-1、4による

注) 欠格要件の確認で欠格要件がある場合は、3の審査は行わない。

3. 審査

評価項目	選定の着目点	A 配点の100%	A' 80%	B 60%	B' 40%	C 0%	非選定
①企業評価	建設コンサルタント登録規定の登録状況等 ☆ 建設コンサルタント等業務のみ適用	・当該業務に関連する部門に登録有り ・公益法人、独法、学校教育法に基づく大学				当該業務に関連する部門に未登録	
	業務実績※ [過去10ヶ年度+当該年度]	同種業務又は〇〇に関する研究実績		類似業務			実績なし
	地域貢献度 [前年度+当該年度]	管内の災害協定等 (港湾関係)に基づく活動実績又は訓練実績		管内の災害協定等 (港湾関係)の締結			
	当該業種の平均請負業務成績評定点 [過去3ヶ年度]	80点以上		65点以上80点未満 別表2(別紙)に記載	60点以上 65点未満 又は実績なし	60点未満	
	当該業務種別の表彰 [過去3ヶ年]	局長表彰 (優良施工)		事務所長表彰 (優良施工)		表彰なし	
②技術者評価	配置予定技術者の資格※	国土交通省登録技術者資格のうち当該業務に特化した資格がある場合	・技術士(〇〇部門) ・☆博士(工学等) + 国土交通省登録技術者資格(特化した業務)	・技術士(〇〇部門) ・☆博士(工学等) ・国土交通省登録技術者資格(特化した資格)	国土交通省登録技術者資格(特化した資格以 上)	・左記以外	
	国土交通省登録技術者資格のうち当該業務に特化した資格が無い場合	・技術士(〇〇部門) ・☆博士(工学等)		国土交通省登録技術者資格	・左記以外		資格無し
	国土交通省登録資格が対象とする業務区分がない場合	・技術士(〇〇部門) ・☆博士(工学等)		・左記以外			資格無し
	業務実績※ [過去10ヶ年度+当該年度]	同種業務又は〇〇に関する研究実績		類似業務			実績なし
	近隣地域内の業務実績[対象期間:過去10ヶ年度+当該年度]	・当該港湾(航路) ・当該空港		・当該県内の港湾 ・管内の空港		近隣地域での業務実績なし	
	担当した当該業種業務の技術者評定点の平均点 [過去3ヶ年度]	80点以上		65点以上80点未満 別表2(別紙)に記載	60点以上 65点未満 又は実績なし	60点未満	
	当該業務種別の表彰等 [過去3ヶ年]	・優秀技術者表彰の局長表彰 ・若手優秀技術者(業務部門)の局長表彰 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞		・優秀技術者表彰の事務所長表彰 ・管理技術者として従事した業務の優良業務表彰の局長表彰(優良施工) ・管理技術者として従事した業務の災害復旧等功労者(業務部門)の局長表彰 ・若手優秀技術者(業務部門)の事務所長表彰 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞	・管理技術者として従事した業務の優良業務表彰の事務所長表彰(優良施工) ・管理技術者として従事した業務の災害活動に対する感謝状	表彰なし	
	手持ち業務金額及び件数 (通常)測量・調査を対象 ・公示日現在の手持ち業務金額及び件数に応じて評価 ※ただし、公告年度と契約年度が異なる業務(早期発注等)については「公告日現在」を「○年4月1日現在」と変更し記載	・全ての手持ち業務の契約金額の合計が7千万円未満かつ契約件数が2件未満		・全ての手持ち業務の契約金額の合計が7千万円以上2億円未満かつ契約件数が5件未満または、2億円未満かつ2件以上5件未満	・全ての手持ち業務の契約金額の合計が2億円以上または、契約件数が5件以上		
	賞上げの実施を表明した企業等	賞上げ計画の表明あり				賞上げ計画の表明なし	

注) ①配点を別表1(別紙)に記載

②※は提出資料に基づき判定する。

③技術者資格について

・技術者資格については、業務内容に応じ適宜、設定を行う。

④その他

・業務内容に応じて、迅速性・自己資本比率・瑕疵担保力・遵法性・技術者評価の項目を設定することがある。

・☆については、建設コンサルタント等業務に限り設定する。

・近隣地域内の業務実績は、測量及び調査業務に原則設定する。

・表彰の評価は、当該業務の業種区分(建設コンサルタント等業務、測量、調査業務)での表彰実績を評価する。

・★については、測量、調査業務に設定する。

⑤選定方法について

・評価項目で「非選定」が一つでもあれば非指名とする。

各項目の配点の合計により上位と判断される業者を概ね10社程度指名する。

・一般競争型又は簡易公募型(拡大型)の場合は、要件を満たす全ての者を選定する。